

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程に関する Q & A

令和 4 年 9 月 27 日作成

番号	質問	答
1. 第 2 の 1 申請者の要件 関係		
1	(1) ①から③までに掲げる輸出促進業務を行っていることは、何によって証明すればよいのか。 また、毎年必ず全ての内容を、全ての輸出先国について行っている必要があるのか。行っていないと認定が取り消されるのか。	1 の (1) ①から③の業務は、輸出促進法※において、認定団体が「行うもの」とされていることから、輸出促進業務に係る業務規程に位置づけられていることが必要です。 また、これらの業務は、常時行われていることが望ましいですが、団体の予算や戦略により、行わない期間が生じたとしても、それをもって直ちに認定を取り消すことはありません。 一方で、業務を行わない期間が長期にわたる場合は、改善命令や認定の取消しの対象となる可能性が生じます。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）
2. 第 2 の 3 認定基準 関係		
1	(1) に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月 15 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において選定されている輸出重点品目とあるが、令和 2 年 12 月時点の戦略にある輸出重点品目のみが対象なのか。	文中は、戦略の最初の決定日を記載しています。 認定の対象は、改訂後の最新の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における重点品目となります。 最新の輸出拡大実行戦略は、農林水産省ホームページから御確認ください。 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の進捗：農林水産省 (maff.go.jp)

2	(1) について、申請品目が輸出重点品目であることとされているが、「味噌・醤油」のように、複数品目が合わせて輸出重点品目になっている場合、味噌、醤油それぞれでの申請は可能なのか、または、輸出重点品目ごとにしか申請できないのか。	申請は、輸出重点品目の単位を基本としますが、味噌・醤油のように、 ①HS コードがそれぞれ別に設定され、品目ごとに輸出額・量の把握や目標設定が可能であり、 ②品目ごとにオールジャパンの団体を作り、輸出促進活動を行うことが、当該品目の輸出促進に効果的な場合は、個別での申請が可能ですので、事前にご相談ください。
3	(2) に、既に認定を受けた他の認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこととあるが、それはどのように調べれば良いのか。	認定を受けた団体が対象としている農林水産物又は食品の種類は、農林水産省のホームページにおいて公表しますので、ホームページからご確認ください。申請の事前相談は随時受け付けていますので、ホームページ掲載の担当にお問い合わせいただくことも可能です。 品目団体の認定制度について：農林水産省 (maff.go.jp)
4	(4) において、一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者の意見を聴く体制としていることとあるが、具体的にどのようなことか。	例えば、当該行程における事業者を含んだ会議や意見交換を定期的に行うなど、当該行程における事業者に対し、定期的な意見照会等を実施するなど、様々なあり方が考えられます。 輸出課題を一連の行程の関係者から把握することができる体制にあるか、例えば、コールドチェーンのように全行程の関係者が関わる取組について、全ての関係者から意見を聞くことができるか等が重要です。
5	(6) について、自己財源とは会費のことか。また、確保に向けた方針を有していることとあるが、方針を何かに位置付けている必要は	自己財源は、会費に限らず、補助金等を除いた自己資金を指しています。

	あるのか。	確保に向けた方針は、第 2 の 2 (2) ④ の中期計画等に位置づけられていることが望ましいですが、様式 1 の 4 及び別紙 3 の 3 の理由欄に記載するだけでも構いません。
6	(9) について、輸出促進業務を適正かつ確実に行うに足る経理的基礎とはどのようなものか。	債務超過状態が継続していない、経理規程等の経理に関するルールが適切に定められている、経理処理を行う体制が適切に確保されている等を総合的に判断します。
7	(10) について、不当な差別的取扱いとは、具体的にはどのようなことが該当するのか。	例えば、特定の企業との取引を入会条件にする、特定の地域に所在している企業や在住者のみしか入会できないこととするなどが該当します。
3. 第 3 認定農林水産物・食品輸出促進団体の変更の認定 関係		
1	法第 43 条第 3 項に規定されている、いわゆる任意業務を、認定後に行うこととした場合は、変更の手続きが必要か。	法第 43 条第 3 項の業務を行うこととした場合は、業務規程に輸出促進業務として追加してください。業務規程が変更されるため、第 3 (2) に基づき、様式 6 別記様式 1 を提出してください。
4. 様式 1 関係		
1	3 の運営体制には何を記載すればよいのか。事務局の人員など団体内部の組織体制について記載すればよいのか。外部との連携体制については記載不要か。	輸出促進業務を、どのような体制で運営するかが分かるよう、担当部署を始めとした組織体制を記載してください。外部委員会等で方針を決定する等、外部にも業務運営で関わる組織・期間がある場合は、連携体制も記載してください。
2	4 の運営資金と第 2 の 3 の (6) の自己財源は何が違うのか。	運営資金は、輸出促進業務を行うために要する資金全体を指すため、自己財源以外にも、業務運営に活用している財源がある場合は、全て記載してください。
3	4 の運営資金の確保について、会計上、輸出促進業務以外の業	輸出促進業務とそれ以外の業務に用いる資金を一体的に確保

	務と輸出促進業務に用いる資金を切り離すことが出来ないのだが、どのように記載すれば良いか。	している場合は、全体の資金をどのように確保しているかを記載ください。そのうち、輸出促進業務に振り向ける資金をどのように決定しているか記載してあることが望ましいです。
4	5の構成員等の（注6）の中に、会員等以外からの意見聴取体制とあるが、具体的にどのような対応を求めているのか。	例えば、当該行程における事業者を含んだ会議や意見交換を定期的に行う、当該行程における事業者に対し、定期的な意見照会等を実施するなど、様々なあり方が考えられます。 （同旨2. 4）。
5. 様式3 関係		
1	認定を受けた団体は、認定を受けた農林水産物又は食品の種類に関する輸出促進業務しか行ってはいけないのか。	そのようなことはありません。認定を受けていない食品に関しても輸出促進に取り組んでいただくことが可能です。 一方で、認定を受けていない品目のPR等の際に、認定された団体であることを全面的に打ち出すなど、優良誤認となるようなことは控えていただくようお願いいたします。
6. 様式9 関係		
1	輸出促進業務の実施状況として、収支状況（収支決算書等）の提出が求められているが、収入を報告させる理由は何か。	債務超過状態が連続しているなど、認定基準（9）にある「輸出促進業務を適正かつ確実に実施できる経理的基礎を有しているか」を判断する等のためです。
7. 輸出促進業務に関する業務規程 関係		
1	必要な事項が記載されていれば、既存の定款や規程等をもって、輸出促進業務に関する業務規程として良いか。その場合、法律上の輸出促進業務以外について記載していてもよいのか。	業務規程は新たに作成することが望ましいですが、既存の定款や規程等に必要事項が全て記載されている場合は、それらを業務規程として申請することも出来ます。 輸出促進業務以外が記載されていても問題ありませんが、様式

		1 別紙 2 の 1 の（業務規程の記載箇所）の欄に、既存の定款や規程のどこが輸出促進業務に該当するのかを明記するようにしてください。
2	業務規程には申請品目以外を記載していても良いのか。	記載しても問題ありません。
3	業務規程には、輸出促進業務について、どの程度詳細な記述が求められるのか。	本 Q&A の別紙 1「輸出促進業務に関する業務規程例」を参照ください。
4	第 3 の 3 （ 8 ） ②に、輸出促進業務の実施体制が、（略）生産から販売に至る幅広い関係者との緊密な連携が確保された体制」とあるが、業務規程にどのように記述すればよいのか。	
5	定款や業務規程等で対象を限定していなければ、実際の会員が特定の地域のみで所在する者のみとなっても良いのか。	問題ありませんが、生産地が限られている等の事情が無い限り、幅広い会員が参加した活動が可能となるよう会員募集等を行ってください。 また、第 3 の 3 （ 3 ）で「業界を代表してオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有していること」としているため、産地が全国にあるものの、会員が一部地域のみといった団体の場合、本認定要件を満たさない場合が考えられますのでご注意ください。
6	対象を日本国内での生産・製造に限ることは問題ないか。	組織内部の理解が得られていれば問題ありません。
8. 輸出拡大に向けた中期的な計画 関係		
1	中期計画の中期とは具体的に何年を見据えたものか。	3 ～ 5 年先を見据えたものを原則として想定しています。政府の 2025 年の輸出額目標を踏まえ、目標年が 2025 年となっていることが最も望ましいと考えています。

2	目標を定めなければならないのか。数値目標でないといけないのか。	中期計画が輸出拡大実行戦略の内容を踏まえたものとなっているかを確認（第2の3認定基準（5））すること等から、可能な限り数値目標を定めることが望ましいと考えています。
3	中期計画はどのように作成すれば良いか。最低限盛り込まなければならない事項はあるか。	本 Q&A の別紙2「中期的な計画に記載する内容例」をご確認ください。 必須事項は定めていませんが、輸出拡大実行戦略の内容を踏まえたものとなっているかを認定基準としています。
4	輸出拡大実行戦略の内容を踏まえているとは、具体的にはどういうことか。	輸出拡大実行戦略における3（1）③品目団体の組織化及びその取組の強化の記載、品目別輸出目標における目標値や課題・方策、品目別団体を中心とした販路開拓に記載されている内容を踏まえた上で中期計画を作成することを指しています。
5	認定後、中期計画を変更した場合は、何か手続きが必要か。	認定を受けた際の認定申請書の内容等との整合を確認する必要があるため、修正版を送付してください。中期計画を変更した結果、認定申請書や業務規程の変更が生じる場合は、認定規程第3の規定に沿って変更の認定申請又は変更の届出が必要となります。